

板橋区 高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

※現在 64歳 または 59歳 の方は、まだ接種できません。

同封の「予診票」右上の「有効期限の開始と終わり」をご確認ください。

【対象者】 下記の(1)・(2)のいずれかに該当する方

(1) 令和7年12月31日現在、満65歳以上の方

(2) 令和7年12月31日現在、満60歳以上65歳未満の、心臓・腎臓・呼吸器障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級を所持の方

※接種は義務ではありません。ご本人が希望する場合にのみ、接種を行います。

※現在64歳または59歳の方は、まだ接種ができません。65歳及び60歳の誕生日前日から接種が可能になります。予診票右上の有効期限の開始と終わりをご確認ください。

【対象期間】 令和7年10月1日 から 令和8年1月31日 まで

※ 期間内に1回だけ接種ができます。

※対象期間外に接種した場合は対象外となり、全額自己負担となります。

【接種費用】 自己負担金額 2,500円

※生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は無料になります。

※『自己負担2,500円』と記載がある方でも、現在生活保護受給中の方は、「生活保護受給証明書」を添付していただければ、無料で接種することができます。

【接種場所】 板橋区内または東京23区内の協力医療機関

『板橋区高齢者インフルエンザ定期接種協力医療機関一覧表』をご確認ください

※接種できる場所は医療機関のみとなります。予約等については、接種希望の医療機関に事前にお問い合わせください。

※東京23区内の協力医療機関であれば、板橋区外でも接種可能です。受付の可否は、直接お問い合わせください。

※東京23区外ではこの予診票は使用できません。

【接種の際に持参するもの】 ※生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は、1・3は不要です。

1. マイナンバーカードまたは健康保険資格確認書
2. 予診票(同封のお名前などが印字されている用紙)
3. 接種費用

※新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンは同時接種が可能です。接種間隔に制限はありません。
(新型コロナワクチンの定期接種期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日までです。)

【お問い合わせ先】

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ● 予 防 対 策 課 …………… (3579) 2318 | ● 板橋健康福祉センター …… (3579) 2333 |
| ● 上板橋健康福祉センター …… (3937) 1041 | ● 赤塚健康福祉センター …… (3979) 0511 |
| ● 志村健康福祉センター …… (3969) 3836 | ● 高島平健康福祉センター …… (3938) 8621 |

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症します。特に高齢者や慢性疾患患者は、感染すると肺炎を併発し重症化しやすいと言われています。

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。下記の「有効性」「副反応」などをよくお読みいただき、必要性や副反応についてよく理解してから接種を受けてください。

インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザワクチンは、インフルエンザウイルスの感染や発症そのものを完全には防ぐことはできませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されております。高齢者に対してワクチン接種をすると、接種しなかった場合に比べて、インフルエンザによる死亡を約1 / 5に、入院を約1 / 3 ~ 1 / 2にまで減少させることが期待できると報告されております。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月とされています。

一般的に高齢者の方はシーズン毎に1回の予防接種で効果があると言われています。

予防接種を受ける前に

〈一般的注意〉

インフルエンザの予防接種についてこのお知らせをよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気になることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師に質問し、十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種を受ける方が責任をもって記入してください。

〈予防接種を受けることができない人〉

- ・明らかに発熱のある人。一般的に体温が37.5℃以上の場合を指します。
- ・重篤な急性疾患にかかっている人。急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日の接種は見合わせるのが原則です。
- ・インフルエンザワクチンに含まれる成分により「アナフィラキシー」を起こしたことが明らかな人。「アナフィラキシー」というのは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。
- ・以前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人。その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

〈予防接種を受けるのに際し、担当医とよく相談しなくてはならない人〉

- ・心臓病・腎臓病・肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人
- ・今までにひきつけ(けいれん)を起こしたことがある人
- ・今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ・鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれたことのある人

インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が赤くなったり、腫れたり、痛んだりすることや、発熱・悪寒・頭痛・全身のだるさなどがみられることがあります。通常2 ~ 3日のうちに治ります。それらの症状がひどかったり、長引いたりするときは、医師(医療機関)の診察を受けてください。また、非常にまれですが、急性の副反応としてショックや呼吸困難などがあらわれることがあります。

万一、予防接種による重い健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されます。

その他副反応について分からないことがありましたら、かかりつけの医療機関にお問い合わせください。

予防接種を受けた後の注意事項

- ・インフルエンザワクチンの副反応の多くは24 時間以内に出現しますので、この間は体調に注意し、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。特に、予防接種を受けた後30分は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ・接種済票は予防接種を受けた証明書になります。再発行はできませんので、大切に保管しましょう。